

## 後志地域廃棄物不法処理対策戦略会議設置要綱

### (目的)

第1条 後志地域の廃棄物の処理、各種リサイクル等の指導に係る関係機関が緊密に連携し、廃棄物の不適正処理及び不法投棄等（以下「不法処理」という。）の防止と、これらに対する迅速かつ的確な対応を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的として、後志地域廃棄物不法処理戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 戦略会議は次の事業を行う。

- (1) 不法処理の防止及び発生後の対応に関し、関係機関が連携して実施すべき施策の検討
- (2) 不法処理の情報交換に関すること
- (3) 不法処理防止のための広報啓発活動に関すること
- (4) その他戦略会議の目的を達成するために必要な事業

### (構成)

第3条 戦略会議は次の機関をもって構成する。

- (1) 戦略会議は別表に定める関係機関の担当職員をもって構成する。
- (2) その他主宰者が必要と認めるときは、別の関係機関等を加えることができる。

### (主宰者)

第4条 戦略会議は、北海道後志総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長が主宰する。

### (会議)

第5条 戦略会議は、原則として年1回開催するものとし、その他必要に応じて会議を開催する。

### (ワーキンググループ)

第6条 戦略会議には、第2条(1)に掲げる施策の検討に当たり、必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。

### (意見の聴取等)

第7条 戦略会議及びワーキンググループは、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (事務局)

第8条 戦略会議の事務局は、北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課に置く。

### (時限)

第9条 戦略会議は、平成25年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 この要綱は、平成17年 6月14日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年 5月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年 5月24日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年 5月23日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年 4月19日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年 5月12日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年 5月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年 5月21日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年 6月1日から施行する。

(別 表)

後志地域廃棄物不法処理対策戦略会議構成機関

関 係 機 関	担 当 部 局
小樽市	生 活 環 境 部 ご み 減 量 推 進 課
島牧村	住 民 課
寿都町	町 民 課
黒松内町	住 民 課
蘭越町	住 民 福 祉 課
二セコ町	町 民 生 活 課
真狩村	企 画 情 報 課
留寿都村	住 民 福 祉 課
喜茂別町	住 民 課
京極町	住 民 福 祉 課
倶知安町	住 民 環 境 課
共和町	住 民 生 活 課
岩内町	町 民 生 活 部 町 民 生 活 課
泊村	住 民 福 祉 課
神恵内村	住 民 課
積丹町	住 民 福 祉 課
古平町	町 民 課
仁木町	住 民 課
余市町	民 生 部 環 境 対 策 課
赤井川村	保 健 福 祉 課
南部後志衛生施設組合	
岩内地方衛生組合	
北しりべし廃棄物処理広域連合	
後志町村会	事 務 局
公益社団法人北海道産業資源循環協会後志支部	
小樽海上保安部	警 備 救 難 課
北海道札幌方面小樽警察署	生 活 安 全 課
北海道札幌方面倶知安警察署	刑 事 ・ 生 活 安 全 課
北海道札幌方面岩内警察署	刑 事 ・ 生 活 安 全 課
北海道札幌方面余市警察署	刑 事 ・ 生 活 安 全 課
北海道函館方面寿都警察署	刑 事 ・ 生 活 安 全 課
北海道後志総合振興局小樽建設管理部	用 地 管 理 室 維 持 管 理 課
北海道後志総合振興局	保 健 環 境 部 環 境 生 活 課